

チェックリスト判定基準表

チェックリスト判定基準表

(農道整備事業、農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業)

【必須事項】

項 目	判 定 基 準
1 . 事業の必要性が明確であること。(必要性)	・ 地域の発展阻害要因が明らかであり、その解消のために本事業を実施する必要性が認められること
2 . 技術的可能性が確実であること。	次の項目の全てに該当すること ・ 工法は妥当性のあるものであること ・ 関係法令、基準等に適合していること
3 . 事業の効率性が十分見込まれること。 (効率性)	次の項目の全てに該当すること ・ 計画交通量が農業交通を主としていること (農道環境整備事業を除く) ・ 貨幣換算可能な効果については、費用便益比 1.0 (農道環境整備事業を除く) ・ その他の効果については、定量的表現及び定性的表現により、効用が明らかであること
4 . 受益者負担の可能性が十分であること。(公平性)	次の項目の全てに該当すること ・ 市町村の事業費負担金について、同意が確実であること ・ 農家負担を伴う場合は所得償還率 0.4
5 . 受益地の設定が適切であること。	次の項目の全てに該当すること ・ 受益地の設定が農振地域 (一般農道整備事業は農振農用地) に指定されていること。 ・ 受益地の設定が営農流通上一体的に取り扱う範囲であること
6 . 環境との調和に配慮していること。	当該事業が、田園環境整備マスタープランを踏まえているとともに、専門家等と意見交換を行い、環境との調和に配慮したものであること
7 . 事業の採択要件を満たしていること。	・ 事業実施要綱・要領に規定された事業内容、採択基準の要件に適合していること ・ 採択に係る事業の工期が広域営農団地農道整備事業においては9年、一般農道整備事業、農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業、農道環境整備事業においては6年を超えないこと
8 . 維持管理について同意が得られていること。	・ 維持管理について予定管理者の合意が得られていること

項目欄の () には、主として考えられる観点を記述している。

チェックリスト判定基準表

（農道整備事業、農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業）

【優先配慮事項】

評価の内容		判 定 基 準
事業で達成する目標に関する事項（有効性）	農業生産の近代化が図られる。	次のいずれか１項目以上に該当すること。（農道環境整備事業を除く） ・農道の整備により、機械化農業が推進されること。 ・農業交通の時間短縮により営農通作の効率化が図られること。
	農業生産物の流通の合理化が図られる。	次のいずれか１項目以上に該当すること。（農道環境整備事業を除く） ・農産物の集出荷等に係る輸送時間が短縮され、流通の合理化が図られること。 ・農道の整備により農産物の荷痛みが改善される計画となっていること。
	農村環境の改善に資する。	農村集落の定住条件（安全性、保健性、利便性、快適性）の向上について、次のいずれか１項目以上に該当すること。（農道環境整備事業を除く） ・生活環境の整備と農道事業との関連が農業振興地域整備計画等に位置づけられていること。 （安全性：防災、防火、交通安全等、保健性：ゴミ処理、ふん尿処理等、利便性：交通通信等、快適性：交通条件の改善による地域環境の向上等について記載） ・計画路線に近接して福祉施設や公共施設があり、施設利用者の利便性向上が図られる計画となっていること。 ・地元自治会や学校等から現道の管理者に対する安全性確保対策等の要望に沿った事業計画となっていること。

評価の内容		判 定 基 準
	既設農道の更新整備や機能強化が図られる。	次のいずれか１項目以上に該当すること。 (農道環境整備事業のみ) ・既存農道の老朽施設の危機管理対策又は交通安全対策が講じられ、農道の安全性が向上する計画となっていること。 ・既存農道の路面の改良、勾配修正、駐車場整備等により営農通作、流通合理化が図られる計画となっていること。 ・農道の周辺環境の美化、生態系保全に資する施設の整備を計画していること。
	都市と農村の交流の促進が図られる。	次のいずれか１項目以上に該当すること。(農道環境整備事業を除く) 農道の整備と関連づけて、 ・市町村等において農産物の直売所、農業体験施設等の整備や利活用拡大を計画していること。 ・その他
事業内容や実施体制等に関する事項	農村地域における就業機会の確保に資する計画となっている。	・地場産業の育成及び企業誘致等に関して農道の役割が市町村等の策定する地域のマスタープランに位置づけられていること。
	コスト縮減について具体的に配慮した計画となっている。	次のいずれか１項目以上に該当すること。 ・他事業等により発生した資材(建設副産物、粉殻、火山礫、おがくず等)を有効活用する計画となっていること。 ・本事業により発生した建設副産物を他事業等へ流用する計画となっていること。 ・共同事業によるコスト縮減計画が計画に位置づけられていること。 ・その他
	事業費の経済性、効率性が十分確保されている。	・事業費の設定が適切であり、経済的に妥当なものとなっている。
	用地取得に係る権利関係が調整されている。	次の項目の全てに該当すること。 ・農道敷地の用地取得の必要がある場合は、地権者から概ね同意が得られていること。 ・計画路線を活用する予定の農業用施設の新設計画がある場合、当該用地について用地取得が完了している又は取得に関して地権者から概ね同意が得られていること。

評価の内容		判 定 基 準
事業内容や実施体制等に関する事項	事業関係者、関係機関と協議、調整が図られている。	次の項目の全てに該当すること。 ・道路協議が整うことが確実であること。（広域、農免農道のみ） ・事業の実施上で関係する協議が整うことが確実であること。
	関係市町村及び受益農家に対する合意形成が図られている。	・関係市町村の同意が得られ、受益者の大部分の同意が得られていること。
	国営事業等関連する他の公共事業との関連で優先性、緊急性が高い。	・国営事業等他の公共事業と連携を取るため早急に事業を実施する必要がある、また、それら事業との調整が図られていること。
	市町村が定める農業振興地域整備計画に事業内容が位置づけられている。	同左
	高生産性優良農業地域対策又は中山間地域等総合振興対策に位置づけられている。	・高生産性優良農業地域対策に基づく広域農業農村整備促進計画又は中山間地域等総合振興対策に基づく地域別振興アクションプランに位置づけされている。
	地元の事業推進体制が整備されている。	事業推進協議会が設立されている。
	緊急に整備すべき特別な要因がある。	・施設の機能低下、安全対策等から判断して早急な事業実施が必要であること。

項目欄の（ ）には、主として考えられる観点を記述している。

チェックリスト判定基準表（バイオマス利活用フロンティア整備事業）

【必須事項】

項 目	判 定 基 準
1．事業の必要性が明確であること。（必要性）	地域にあるバイオマスで未利用または低利用であるものが多く存在し、今後、地域で発生するバイオマスの利活用の推進を図るため、当該事業を実施する必要性が認められること。
2．技術的可能性が確実であること。	次の項目の全てに該当すること ・バイオマスの利用技術手法について実証又は実施事例が存在していること。 ・利活用施設の設置が地形、地質等から見て技術的に可能であること。 ・関係法令、基準等に適合していること
3．環境との調和に配慮していること。	事業の実施において、水質、土壌等に係る関係法令、基準等に遵守していること。
4．事業の採択要件を満たしていること。	事業実施要綱・要領に規定された事業内容、採択基準の要件に適合していること。
5．維持管理について同意がされていること。	維持管理方法等について、施設の予定管理者と運営管理の方法等が十分検討されていること。

項目欄の（ ）には、主として考えられる観点を記述している。

チェックリスト判定基準表（バイオマス利活用フロンティア整備事業）

【優先配慮事項】

評価の内容		判 定 基 準
事業で達成する目標に関する事項（有効性）	地域における循環型社会の構築が図られる。	次の項目のすべてに該当すること。 ・ 現在、廃棄物として処理または放置されているバイオマスが施設を整備することにより利活用されること。 ・ 農業者や地域住民によりバイオマスの利活用に関する取組が継続して行われることが見込まれること。
	農山漁村の活性化が図られる。	次のいずれかに該当すること。 ・ 新技術の導入により見学者等の来訪者数の増加が見込めること。 ・ 地域で発生するバイオマスが有効利用されることにより、地域住民等のバイオマスの利活用に関する意識の向上が見込まれること。 ・ バイオマスの利活用により地域の雇用増化が見込まれること。
事業内容や実施体制等に関する事項	コスト縮減に配慮した計画となっている。	他事業により発生した資材（建設副産物等）等を有効活用するなどコスト縮減を図る計画になっていること。
	事業の経済性、効率性が十分確保されている。	次の項目のすべてに該当すること。 ・ 事業費の設定が適切であり、経済的に妥当なものとなっている。 ・ 施設の規模・位置が、施設の利活用計画等からみて、妥当なものとなっている。
	バイオマスの供給量や収集範囲が把握されている。	バイオマスを発生させる耕種農家、畜産農家等と施設にバイオマスを安定的に供給するための合意がなされていること。また、そのバイオマスを発生する耕種農家及び畜産農家等のバイオマスの収集範囲が明確であること。
	バイオマスエネルギー及び製品の利活用先が決まっている。	農地還元するバイオマス製品において、還元する農地の利用者等と製品内容、還元量及び利用方法に関する合意が得られていること。また、その他のエネルギー・製品については、その利用者が定まっておリ合意が得られていること。

評価の内容		判 定 基 準
事業内容や実施体制等に関する事項	関係都道府県や市町村が策定する農業振興等に関する計画と整合が図られている。	地域の農業振興等計画と整合が図られている、または、市町村等地域の農業振興等の計画に事業の実施の必要性が位置づけられている。
	事業関係者、関係機関と協議・調整が図られている。	同左
	用地取得に係る権利関係が調整されている。	施設の用地取得において、地域住民等と用地に係る権利（所有権、抵当権等）に係る同意がえられている。また、その見込みがある。
	地元の事業推進体制が整備されている。	円滑に事業を推進するための協議会等が設立されている。
	関連する他事業との調整が図られている。	同左

項目欄の（ ）には、主として考えられる観点を記述している。